

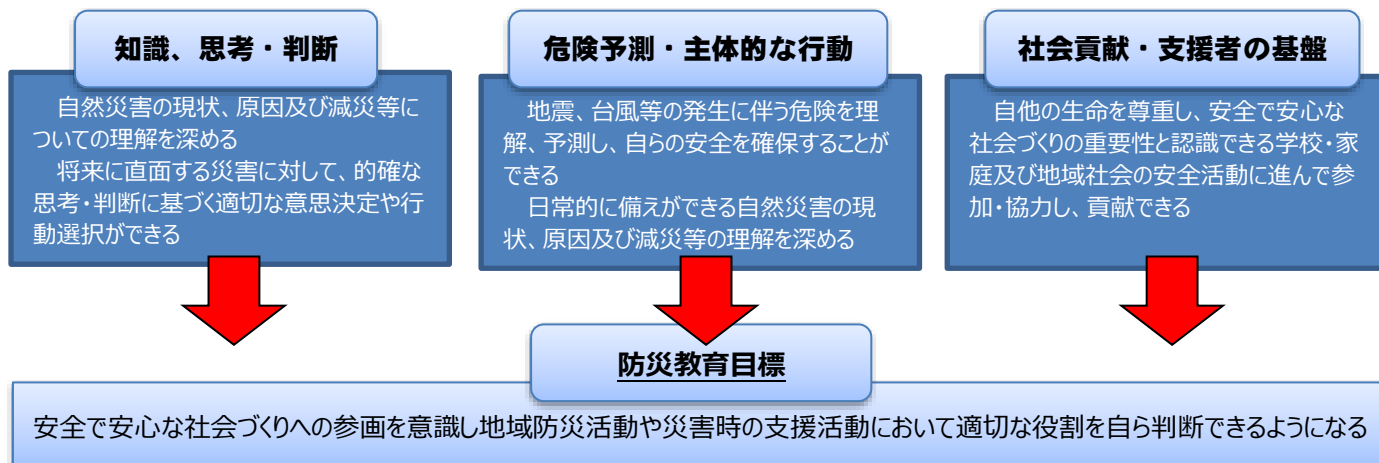
令和4年度（2022年度）

熊本県立球磨中央高等学校

防災マニュアル

【備える 1】 生徒及び教職員の防災対応能力の向上（防災教育・教職員研修）

（1）本校における防災教育目標



（2）避難訓練

緊急地震速報に対応する訓練	○緊急地震速報の音源を利用し、直後の大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練【P 5】 ○担任や授業者の指示下でない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練
地震終息後や水害発生時により安全な場所へ移動する訓練	○引き続き強い余震が発生した場合を想定した天井・壁などが落下する危険や火災などの二次災害に備えた訓練 ○より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練 ○運動場が液状化で使用できない状況を想定した集合場所を設定し、避難する訓練
保護者への引き渡し訓練	○在校中に災害が発生し、その後の下校措置として安全確保と保護者への引き渡し方法を想定する訓練 ○保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者に引き渡す訓練 ○登下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練
登下校時の避難訓練	○生徒の登下校中に災害が発生した場合を想定した訓練 ○生徒が通学路上の安全な場所に身を隠す一次避難行動や安全な場所への二次避難行動、地域や保護者と連携した安否確認などの訓練
地域と連携した避難訓練	○地域と連携したより実践的な避難訓練

（3）教職員研修・・・事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を実施

①事前の危機管理について【備える】

- 生徒危機予測・回避能力などを育成するための防災教育について
- 教職員の動員体制【P 3】
- 専門家による防災講話
- 安全点検【P 2の上】
- 地域連携のあり方【P 2の下】

②発生時の危機管理について【命を守る】

- 在校時の対応行動【P 4】
- 登下校・在校外活動時の対応行動【P 6, P 7】
- 在宅中の対応行動【P 7】
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当【P 4】
- 生徒・教職員の安否確認方法【P 4】

③事後の危機管理について【立て直す】

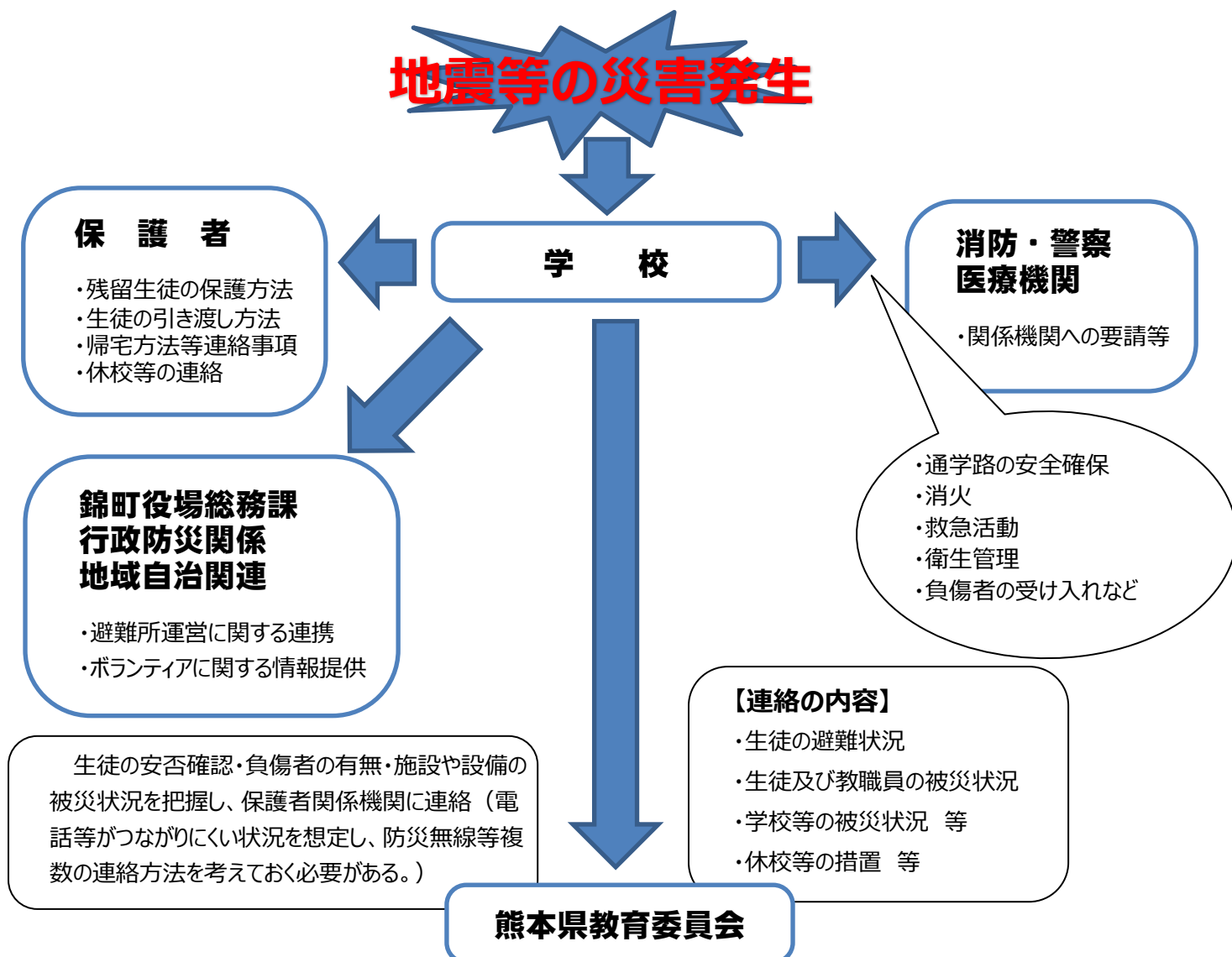
- 生徒の引き渡し及び学校待機生徒について【P 8】
- 安否確認【P 9の上】
- 学校再開に向けて【P 9の下】
- 生徒の心のケアについて【P 10】

【備える2】安全点検（施設・設備の点検、避難経路・避難場所の点検）

（1）本校における施設及び設備の安全点検

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	生徒が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場、図書室など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行う
臨時の安全点検	必要があるとき ・百貨店、体育大会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則第28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。（規則第29条）

【備える3】保護者や地域、自治体と連携した体制整備（関係機関との連携）

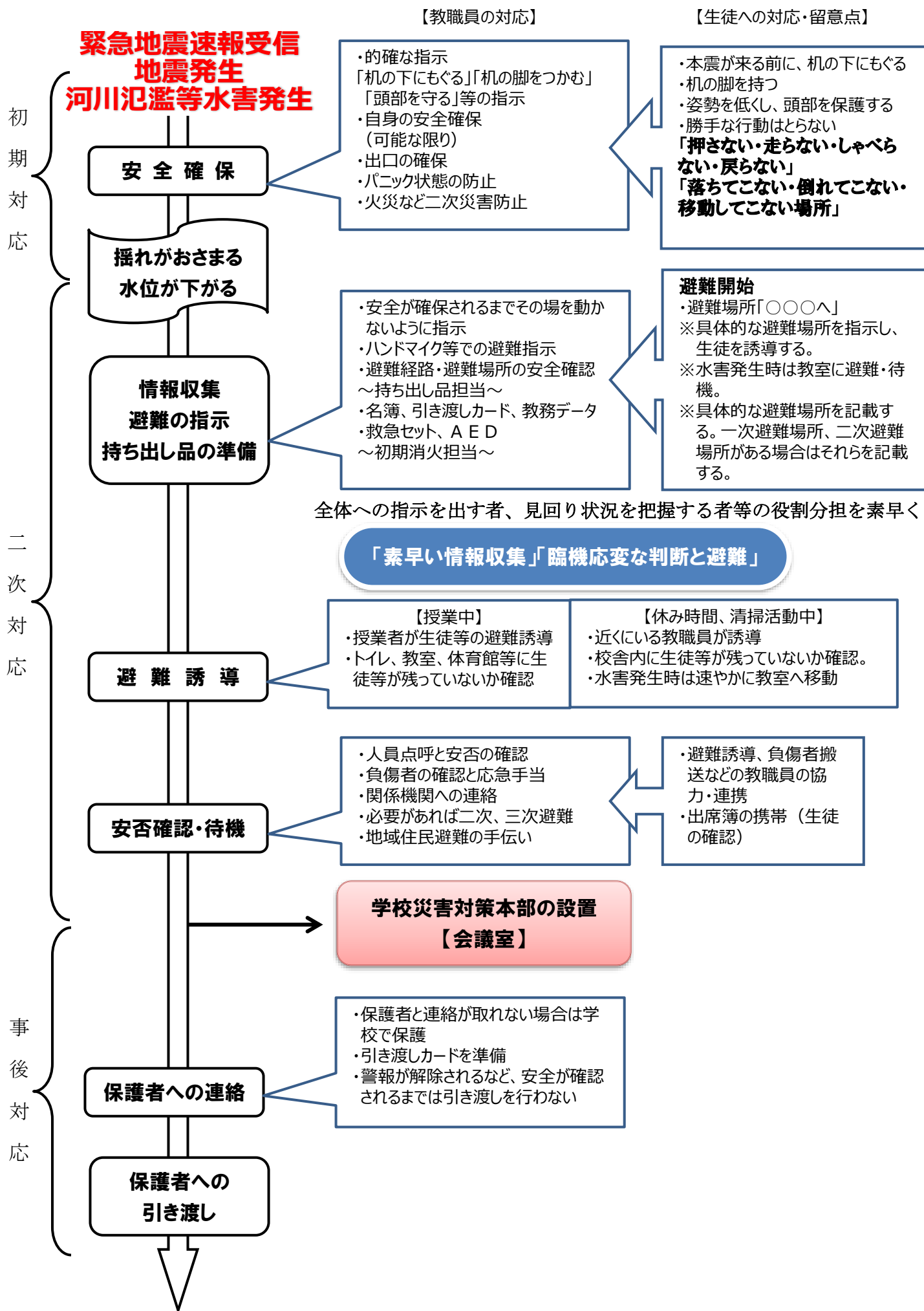


【備える４】 対策本部の設置（役割・業務内容の整備）

（１）組織体制

名称	担当	主な対応
対 策 本 部	本部長…校長 副部長…教頭 主任事務長 本部員…総務部長 生徒指導主事	・各班との連絡調整 ・非常持ち出し品の搬出保管 ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対応の決定（被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定） ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集 ・教育委員会等の関係機関への連絡
避 難 誘 導 班	生徒指導部	・分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に報告 ・生徒の安全を確保し、生徒への的確な指示（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）等 ・避難経路の安全性を確認、本部に報告後、生徒等の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施等 ・分散して各教室、トイレ体育館などの残留生徒等の確認
安 否 確 認 班	各学年団	・学級担任・副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者および行方不明者を学年主任に報告 ・生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 ・学年主任は負傷者及び行方不明者を本部に報告
安全点検・消火班	進路指導部	・安全を確保しつつ、初期消火活動を行う ・校内の警備 等
応 急 復 旧 班	教務・図書部	・避難状況の把握 ・危険個所の処理、立入禁止措置 ・避難場所の安全確認
救 護 班	教務・図書部（図書）	・負傷者の状況を確認 ・負傷者を救出 ・行方不明者の搜索
救 急 医 療 班	保健部	・負傷者への応急手当 ・負傷の状況を本部へ連絡 ・医療機関への連絡 等
保 護 者 連 絡 班	総務部	・被害生徒の保護者への連絡 ・安心安全メールを利用し、保護者引き渡し方法について一斉メールの送信 ・保護者が到着した順に生徒を引き渡す

【命を守る1】発生時の危機管理（在校時の対応行動）



【場所別の指示と生徒の行動】

「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所への避難

場所		教職員の指示（例）	生徒の行動
普通教室		「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」「頭部を守る」 「その場を動かない」	・机の下にもぐり動かないように脚を持つ等、頭部を保護し身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する
特別教室	理科室	「窓やガラスから離れる」 「薬品から離れる」 「棚から離れる」	・アルコールランプ等の火を消す ・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・薬品・実験用品が入っている棚から離れる
	調理室	「火の側から離れる」 ※火・湯・薬品等の危険物のそばから離れる	・食器等が入っている棚から離れる
	音楽室	「ピアノから離れる」	・ピアノなど大きな楽器や機器などから離れる
	コンピュータ室	「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」	・ディスプレイなどの落下、飛び出しに注意する
	図書館	「本棚から離れる」 ○教室の状況に応じて具体的に指示する	・本棚から離れる
体育館		「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まる、照明に気を付ける」	・天板や天井等、窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる
運動場・校庭		「校舎、フェンスなどから離れて、体を低くする、グランド中央に集まる」	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する ・落下物、倒壊の危険のあるものから離れ、中央部分に避難する
プール		「プールの端に移動し、ふちをつかむ」	・プールの端に移動し、プールのふちをつかむ ・揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な場所に避難する
廊下・階段		「しゃがんで、頭部を守る」 「教室に入る」	・壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る ・近くの教室に入り、机の下にもぐる

教職員の対応における留意事項

- ・的確な指示
- ・周囲の安全確認
- ・生徒の人員確認
- ・声かけ等による生徒への不安除去
- ・余震や二次災害への対応

教職員と生徒が離れている場合の対応

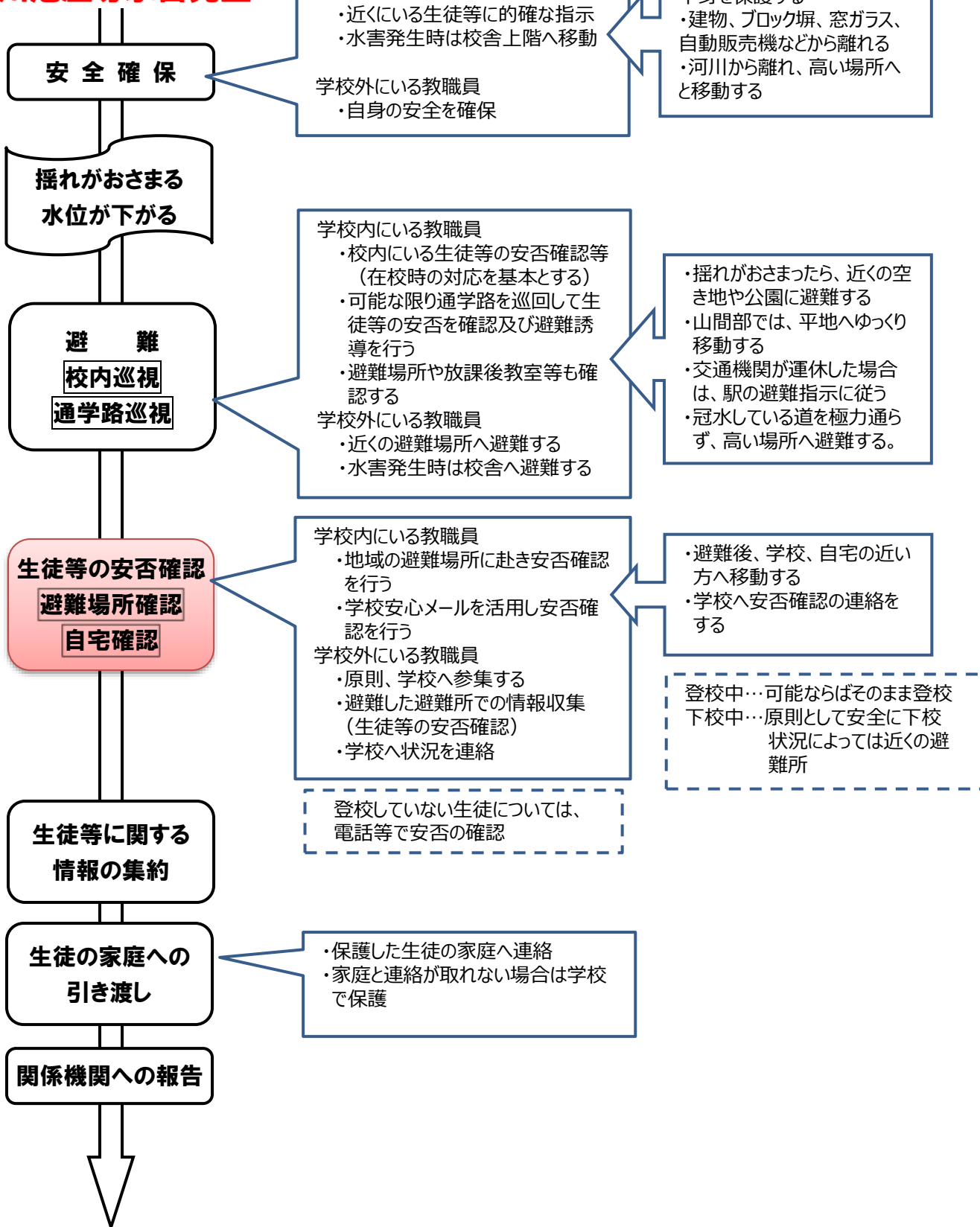
- （休み時間、放課後、部活動等）
- ・分散して、校舎内を巡回し、生徒の安全を確認する
 - ・本部の避難指示を受け、必要に応じて、生徒をより安全な場所へ移動する
 - ・負傷者がいる場合は、応急手当てをする

【命を守る2】 発生時の危機管理（登下校中の対応行動）

【教職員の対応】

【生徒への対応・留意点】

**緊急地震速報受信
地震発生
河川氾濫等水害発生**



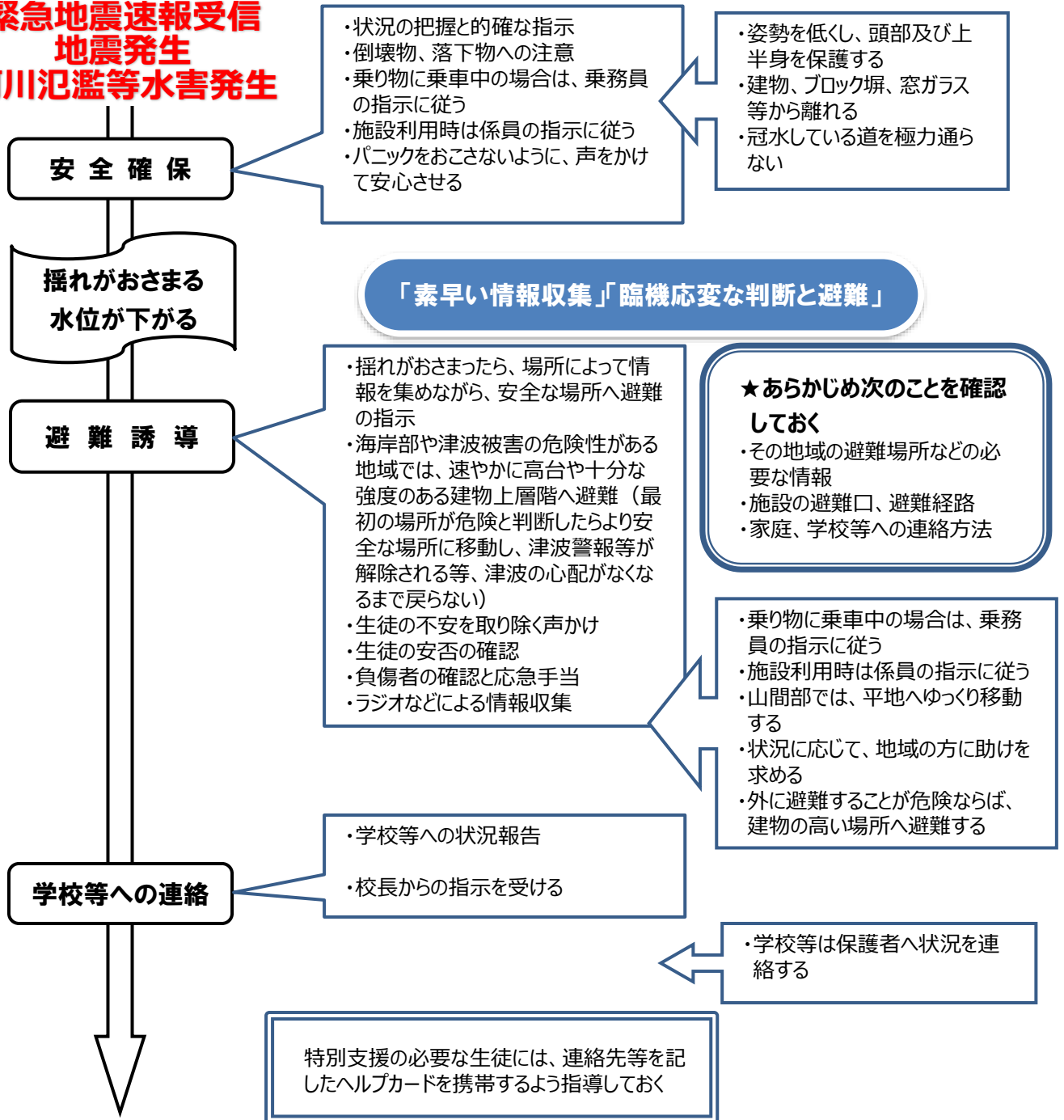
【命を守る3】 発生時の危機管理（校外での活動時の対応）

※教職員が引率し、校外で活動している場合（部活動の大会、修学旅行など）

【教職員の対応】

【生徒への対応・留意点】

**緊急地震速報受信
地震発生
河川氾濫等水害発生**



【命を守る4】 発生時の危機管理（生徒在宅時・勤務時間外・休日の場合）

教職員は、配備基準に基づき学校に参集。

自らが被災し、家族・家屋が被災するなどの状況では、配置に時間がかかることがあり、自らの安全を確保した上で業務にあたる。

【安否確認】

- 教職員の安否確認
- 生徒の安否確認（クラスごとに人員と安否を確認し、本部へ報告）

【被害状況確認】

- 参集した教職員は、施設の被害状況を確認し、本部へ報告
- ⇒危険箇所は、応急措置や立入禁止措置（張り紙・ロープ等）

【休日】

- 出勤している教職員で、登校している生徒を避難場所へ誘導
- ※地震発生時は建物の外への避難。水害発生時は教室棟の上階へ避難。
- 施設の被害状況を確認

【命を守る5】風水害（土砂災害）の対応

～考え方～

- ①気象庁が発表する「防災気象情報」等を活用し、事前に大雨や洪水、土砂災害に関する情報を十分把握する。
- ②臨時休校や下校等、早め早めの防災行動をとる。
- ③安全が確認されるまで、生徒を学校で保護することを最優先とする。
- ④安全が確認された場合には、あらかじめ決められた方法での保護者への引き渡し、教職員の指導のもとでの帰宅に対応する。

公共交通機関の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて生徒を学校保護する。

～基本となる対応～

気象庁や自治体が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会などと十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、地域の状況をよく把握している学校が行う。

- 臨時休校や下校の判断は、早い段階で決定する。
 - 安全が確認されていない場合は、生徒を下校させない。
 - 大雨がやんだ後も注意が必要
- ⇒地盤が軟弱になり、土砂災害などが発生しやすい状況になっている。危険箇所近づかない。

【立て直す1】引き渡し（判断、学校待機の留意点、引き渡し手順等）

（1）引き渡しの判断

○注意点

- ・限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要。
- ・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要。

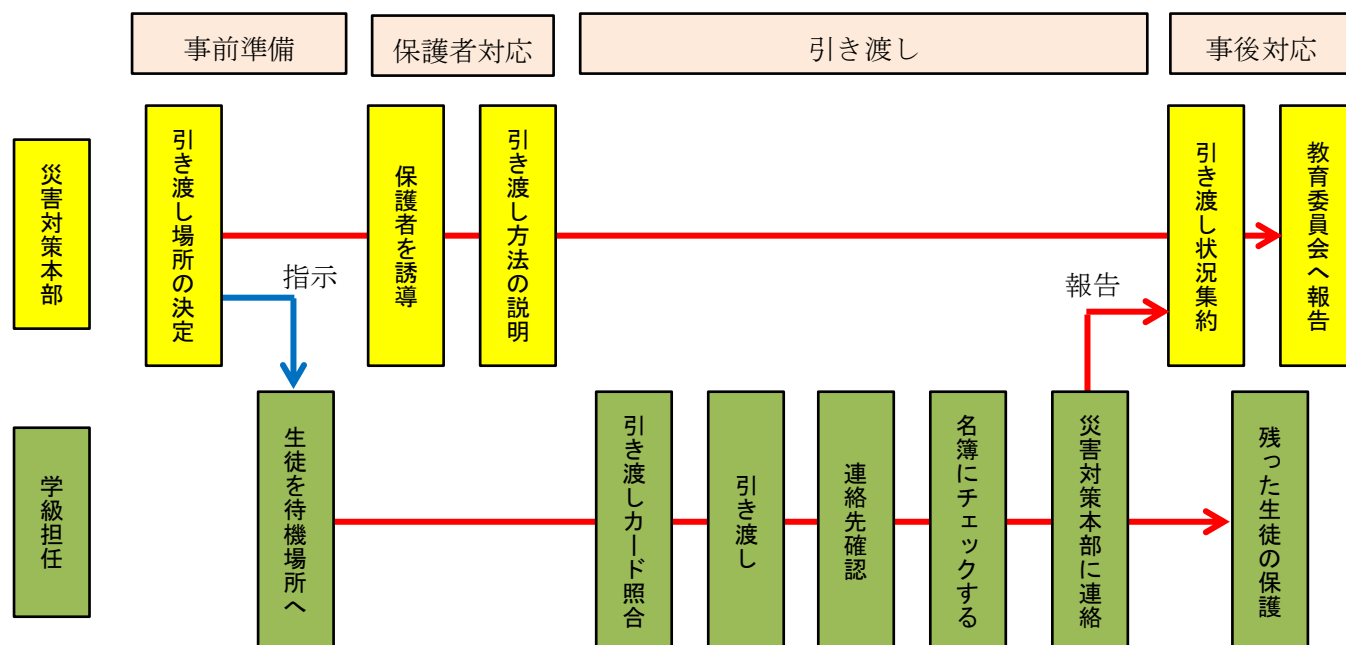
○ルール（例）

震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、生徒を学校で保護しておく。
震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届け出がある生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

（2）学校に待機させる場合の留意点

- ・近隣からの火災の対応や、津波や余震などの対応が十分に取れるようにしておく。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

（3）引き渡し手順の明確化



【立て直す2】 安否確認（確認内容と教職員の対応、連絡・通信手段の複線化）

（1）安否確認の内容と教職員の対応

安否確認で確認する項目や学校からの連絡内容については、生徒の情報収集と併せ、学校からの発信情報についても伝えておくことが大切である。

安否確認の内容（例）
☐ 生徒及び家族の安否・けがの有無 ☐ 被災状況 ・生徒の様子 ・困っていることや不足している物資 ☐ 居場所（連絡先） ☐ 今後の連絡先・連絡方法 ☐ 安否確認ができていない生徒の情報

勤務時間外であっても、生徒の安否確認をすることが求められる。安否確認についてマニュアルに明記するとともに、緊急連絡網や安心メールなどと併せ、いつでも確認ができるようにしておくことが大切である。

安否確認（例）				
学区内の震度	安否確認	生徒の在宅時		登下校時
		電話・電子メール 使用可	電話・電子メール 使用不能	
6 弱以上	行う	電子メール 電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	安心メールでの確認
5 強				
5 弱	判断状況			
4	行わない	行わない		行わない

（2）連絡・通信手段の複線化

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混乱により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことは難しい状況になることが考えられます。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われています。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができます。

【立て直す3】学校再開準備

1. 使用可能な学校施設の把握

- 使用可能な普通教室、当別教室等の数を調査
- 臨時環境衛生検査を実施し、結果を報告したうえで必要な措置を行う

2. 被害を受けた学校施設の修理

3. 教科書等の学用品がない生徒の人数を把握

4. 授業料免除を希望する生徒の把握

5. 学校周辺の安全点検の実施

周辺の建物やブロック塀等について、倒壊の危険や歩道の隆起がないか確認

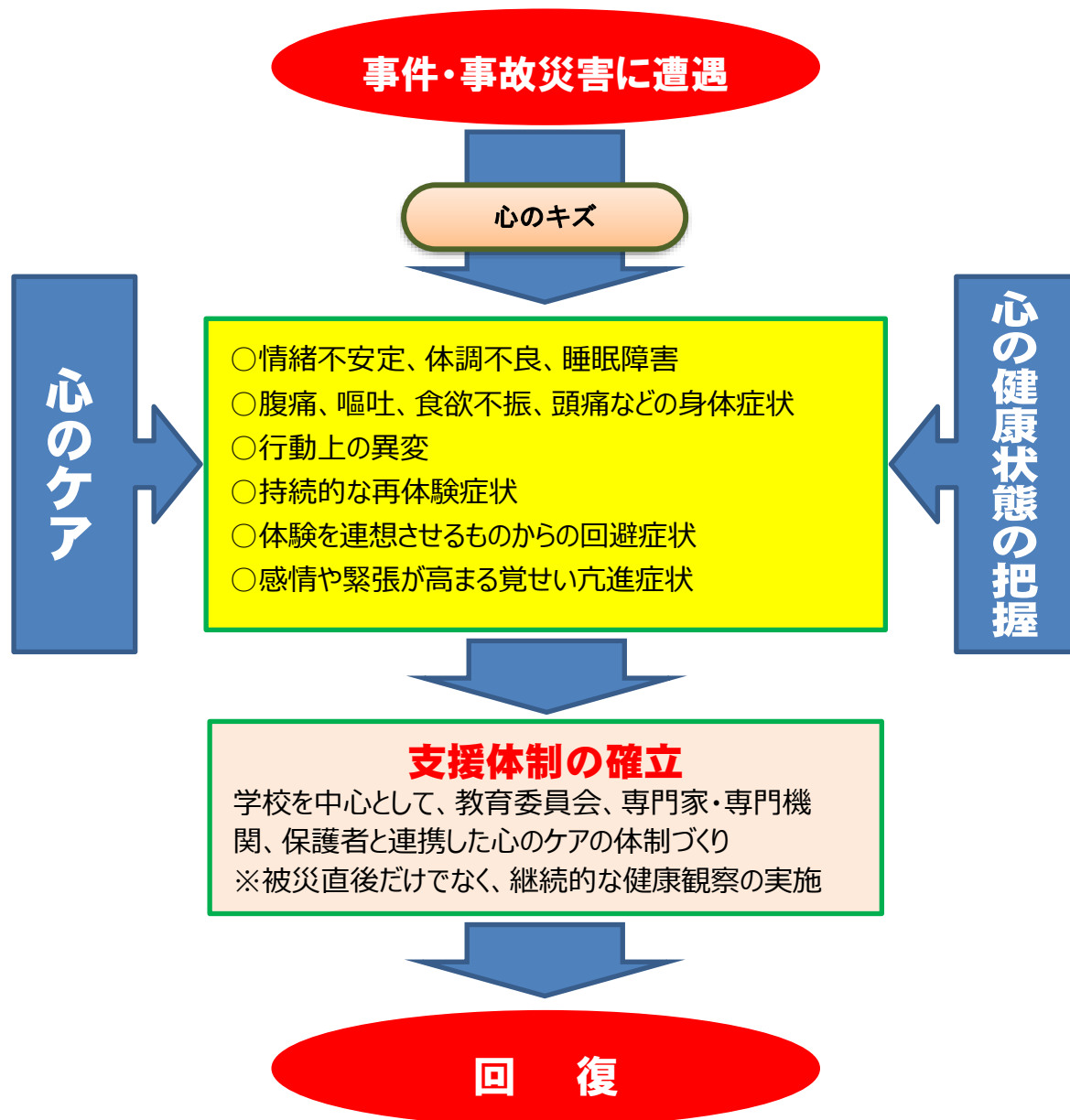
6. 生徒等の心のケアの対応

生徒・職員によっては、大きな災害を経験すると、表情は表面的には普段と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで、心に様々な影響を及ぼすことが指摘されている。

【立て直す4】心のケア（体制づくりと教職員の役割、健康観察のポイント）

（1）体制づくりと教職員の役割

事件・事故災害時におけるストレス症状のある生徒への対応については、健康観察等により生徒の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、生徒に必要なに応じて保護者や主治医等と連携を密に取り行い、組織と連携して組織的に支援にあたることが大切である。



子どもに現れやすいストレス症状の観察のポイント	
体の健康状態	心の健康状態
☐ 食欲の異常（拒食・過食）はないか ☐ 睡眠はとれているか ☐ 吐き気・嘔吐が続いていないか ☐ 下痢・便秘が続いていないか ☐ 頭痛が持続していないか ☐ 尿の回数が異常に増えていないか ☐ 体がだるくないか	☐ 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ☐ 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ☐ イライラ・ビクビクしていないか ☐ 攻撃的、乱暴になっていないか ☐ 元気がなく、ぼんやりしていないか ☐ 孤立や閉じこもりはないか ☐ 無表情になっていないか